

## 特集1

# 死刑廃止を考える

# 死刑廃止に向けた展望と 日弁連の課題

- I はじめに
- II 行刑の理念と方向性
- III 冤罪による死刑執行のリスク
- IV 死刑廃止と終身刑について
- V 刑罰規定の改正
- VI 死刑廃止に向けた展望と日弁連の課題
- VII 犯罪被害者に対する支援と援助の重要性



第一東京弁護士会会員

加毛 修

Kamo, Osamu

## I はじめに

日弁連は、第54回人権擁護大会（2011年10月）において、死刑のない社会が望ましいことを見据えて「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」をした。

この宣言のうち、「死刑廃止についての全社会的議論を呼びかけること」については死刑廃止検討委員会が中心となって、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立」の問題については刑事拘禁制度改革実現本部が中心となって、それぞれ活動している。

## II 行刑の理念と方向性

現代における行刑の理念と方向性は「罪を犯した人の更生の道を完全に閉ざすことなく、処遇や更生制度を根本的に改革し、福祉との連携を図り、すべての人々が共生することが可能な社会の実現を目指すこと」である。

日本では、刑事司法制度だけでなく、刑罰と行刑の状況、特に死刑と受刑者処遇の問題について国際水準から大幅に後れており、死刑廃止の問題を検討するに当たっては、刑罰規定及び受刑者処遇についても見直すことが重要である。

### 1 行政改革会議の提言

行刑改革会議<sup>1)</sup>は、受刑者処遇について次のとおり提言している（2003年12月）。

1) 2002年の名古屋刑務所における刑務官による受刑者暴行死傷事件により2003年2月に法務省内に設置された「行刑運営に関する調査検討委員会」の中間報告に基づき、2003年3月に設置された民間有識者による会議。2003年12月に「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」を取りまとめた。

「かつて他人の人間性を踏みにじった受刑者の人権を尊重する必要などあるのか」という声も国民の中にあるかもしれない。また、受刑者のために一層のコストをかけることに対して抵抗感を抱く国民もいるかもしれない。しかし、我々は、受刑者の人権を尊重し、改善更生や社会復帰を図るために施す処遇を充実させることに要するコストを無駄なものとは考えない。むしろ、今、必要不可欠なものである。なぜなら、この改革において実現させる処遇により、受刑者が真の意味での改善更生を遂げ、再び社会の担い手となるべく、人間としての自信と誇りをもって社会に復帰することが、社会的には国民全体の利益となるものと考えられるからである。」

## 2 ヨーロッパにおける行刑理念

(1) ヨーロッパの主要国では、いずれも罪を犯した人が刑事施設に収容された場合でも、「個人の尊厳の保障」及び「自由の拘束以外の基本的な権利」が保障されており、強制労働（懲役）の制度も存在せず、また、死刑も廃止されている。さらに、社会内処遇及び社会福祉と連携した受刑者の社会復帰システムが確立されており、かつ、受刑者処遇の水準（食事、医療、教育、労働、職業訓練、外部交通・面会、居住環境など）も高い。

(2) ノルウェーにおける死刑廃止の理由について

ノルウェーが軍隊を含めて死刑を最終的に廃止したのは1979年であった。政府が死刑を廃止する際の議会での提案理由は、おおむね次のとおりであった。

- ①死刑は、非人道的な刑罰である。
- ②国が人殺しを禁じておきながら、死刑で人を殺すことに矛盾がある。
- ③無実の人を誤って死刑にしてしまうおそれがある。

## 3 日本における罪を犯した人に対する認識の問題点

日本で受刑者が社会復帰するのに大きな障害となっている問題は、居住先（出所後に居住する場所）、就労先（仕事に就く当り）、及び社会福祉との連携であるが、いずれも極めて不十分である。さらに、日本人の多くの意識として、「罪を犯した人が処罰を受けるのは当然であり、最も凶悪な人間は死刑に、そして凶悪な罪を犯した人は重罰にすべき」ことを求めている。

このように、罪を犯した人に対して排除の論理を是とし、その究極の刑罰として死刑を求めている。

## 4 行刑の方向性

「行刑の制度は、受刑者の矯正及び社会的復帰を基本的な目的とする処遇を含む」（国際人権自由権規約10条2項）ものである。

すなわち、重大な罪を犯した人も、最終的には社会へ再統合される可能性があることを認め、その更生を視野に入れた効果的処遇を行うことが、国家の責務である。今、我が国の社会に求められていることは、罪を犯した人に対する向き合い方を根本的に転換し、刑事司法と福祉の連携を図り、すべての人々が共生することが可能な社会の実現を目指すことである。

## III

### 冤罪による死刑執行のリスク

日本では、死刑確定事件が再審により無罪となった事例が4件あり、2014年3月の袴田事件の再審開始決定（静岡地裁）は、冤罪の恐ろしさを国民に周知させた。裁判官、検察官、警察官及び弁護士も、人間である以上間違いを起こす。

我が国の刑事司法制度には、捜査段階から刑事裁判手続において多くの欠陥があり、誤判のリスクは日常的であるので、誤判のリスクを

きる限り少なくするための継続的な改革は、非常に重要である。

しかし、世界のどの国においても、そして、刑事司法手続の水準がどれほど優れていても、人間が創った刑事司法制度で人間が運用する裁判において誤判が全くないと言い切ることはできない。

すなわち、すべての人間は過ちを犯すことはあり得るのであり、刑事裁判手続だけが例外であることはあり得ない。

死刑制度を廃止している国々は、死刑制度を存置した場合誤判による死刑執行のリスクを防ぐことができないことを、死刑廃止の最も大きな理由としている。無辜の人を国家権力によって死に至らしめることは、あってはならないことだからであり、そのためには、死刑制度を廃止する以外に方法はないと判断し、この指摘は死刑制度を考えるについて最も重要な問題である。

## IV

### 死刑廃止と終身刑について

死刑存廃の問題については、強いリーダーシップが必要であり、フランスを始めとして、死刑を廃止した国々の中には、政治家のリーダーシップにより死刑制度が廃止されている。

日本では、死刑廃止を推進する核となる組織が存在しない。

国内外の有識者から、「日弁連はなぜ、死刑廃止を宣言できないのか」との指摘がなされている。

死刑廃止の問題について、国民的・社会的議論を深めるためには、日弁連が「死刑廃止」の問題についてわかりやすい形で国民にメッセージを送る必要がある。2014年11月に実施（2015年1月に発表）された内閣府の「基本的法制度に関する世論調査」では、「死刑もやむを得ない」

が80.3%、「死刑は廃止すべき」が9.7%であった。そして、今回初めて採用された「仮釈放の可能性がない終身刑」が導入された場合には、「死刑を廃止しない方がよい」が51.5%、「死刑を廃止する方がよい」が37.7%である。

ところで、ヨーロッパ人権裁判所大法廷は、「釈放の可能性のない終身刑が、人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）3条に違反する」との判決を言い渡している（2013年7月）。しかし、朝日新聞の社説では「生涯刑務所で過ごす刑には、死刑とは別の過酷さがある。社会に戻る可能性がない人の処遇に伴う難しさもあろう。それでも、死刑廃止への段階的措置として検討すべきではないか。」（2015年5月6日）との注目すべき提案をしている。

日本において、死刑の代替刑としての「仮釈放なき終身刑」について十分な議論がなされておらず、日弁連は、「終身刑」の中身について国民に対し具体的な提案をしていく必要がある。

## V

### 刑罰規定の改正

犯罪対策閣僚会議の宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（2014年12月16日）では「犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会環境を構築することが不可欠である」などと提言している。

そして、同閣僚会議の提言を実現するためには、刑罰規定を改正する必要がある。

日本の刑罰の中核は、懲役刑であるが、「懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。」（刑法12条2項）と規定している。

他方、刑事収容施設法では、受刑者の処遇原則について「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を

図ることを旨として行うものとする」(同法30条)と規定している。

この立法趣旨は、受刑者の処遇の究極の目的として受刑者の改善更生及び社会的復帰を図ることである。

刑法の懲役刑の規定が、刑事収容施設法の受刑者処遇の原則とは相入れないものであり、懲役刑が存在する限り、刑事収容施設法の受刑者処遇の原則を実現することはできない。

したがって、刑法を改正して懲役刑の内容を改正し、懲役刑と禁錮刑を統一して自由刑(拘禁刑)とし、自由刑の内容として、前記受刑者処遇の原則に照らして受刑者に対し強制労働を廃止して、新たに刑務作業(賃金制の導入)、改善指導、教科指導などを内容とする処遇を行うことができることを刑法上明示的に規定すべきである。

そして、刑罰規定の改正に際しては、死刑制度の存廃、終身刑の導入、社会内処遇の必要性、刑の執行猶予の要件緩和、保護観察制度の充実と拡大及び仮釈放制度の見直しなどを併せて検討すべきである。

終身刑も拘禁刑の一種であるから、終身刑者及び受刑者に対し刑務作業により得た賃金を犯罪被害者(遺族)に被害賠償して罪を償わせ、更生の道へのはずみとすることが可能となる。

## VI

### 死刑廃止に向けた展望と日弁連の課題

#### 1 死刑制度の改革に向けて

日弁連は、国民に対し、死刑制度の問題点を指摘し、改革の必要性と方向性をアピールしていくべきである。

日本では、死刑問題について国民の認識はまだまだ低調であり、死刑問題を真正面から取り組まなければならないとの世論形成はなされていない。

しかしながら、公明党では、2015年5月に「死刑問題に関する研究会」を立ち上げ、自由民主党においても「刑罰規定に関する委員会」などの設置を検討し始めている。

ちなみに、法務省では2013年9月に従前の組織を「刑事政策推進室」と名称を変え、再犯防止や更生支援の問題などに取り組んでおり、これらの流れが刑法の刑罰規定の改正(刑の執行猶予や保護観察の見直しを含む)などに発展していくものと予測される。

そして、罪を犯した人たちも、我々と同じ人間であり、いずれ社会に復帰することを踏まえて、罪を犯した人たちを社会から排除するのではなく、すべての人々が共生することが可能な寛容な社会の実現を求めなければならない。

#### 2 「仮釈放なき終身刑」の導入について

「仮釈放なき終身刑」の導入については、死刑の代替刑として導入するのか、仮釈放を一切認めない制度とするのか、一定期間(例えば30年)経過後において終身刑を見直す制度を導入し、あるいは恩赦制度の改正により社会復帰が認められる可能性について検討するべきである。

#### 3 日弁連の課題

日弁連は、これらの改革を実現するために必要な下記のような活動をする必要がある。

- ①全国の各地方弁護士会での意見集約
- ②日弁連定期総会又は人権擁護大会での宣言
- ③政府(法務省など)や各政党に対し、委員会(審議会)などを設置することの要請
- ④国民各層に対し問題提起と改革の方向性を示すこと
- ⑤EU加盟国など主要国との意見交換

日弁連では、イギリスの大使・公使、EUの公使などをお招きして、シンポジウムなどを開催している。

- ⑥アメリカ法曹協会(ABA)との連携

アメリカの各州では、死刑廃止の流れが急速化している（19州が死刑を廃止し、4州が死刑の執行を停止している）。

そこで日弁連は、ABAと連携し、死刑問題について協力をしていく必要がある。

## **VII** 犯罪被害者に対する支援と援助の重要性

すべての国民は、犯罪被害者及びその家族（遺族）が国・社会から支援及び援助を受ける権利があることを確認し、同権利の実現のために更なる法的整備を確立することに全力を尽くさなければならない。

〔死刑廃止検討委員会委員長〕